

議案第 3 8 号 宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項の条例で定める事務（独自利用事務）の追加等に伴い所要の改正を行うものです。

1 改正の概要

(1) 独自利用事務の追加

独自利用事務（社会保障・地方税・防災に関する事務その他の事務であって、各地方公共団体が条例で定める事務）については、番号法により個人番号を利用して情報連携を行うことができます。

福祉医療費等（※）の受給要件は「医療保険各法による給付を受けることができる者」とされており、令和 6 年 1 2 月 2 日に医療保険の健康保険証が廃止された後は、原則として情報連携により受給要件の確認を行うこととなります。そのため、福祉医療費等の支給に関する事務について、独自利用事務に追加するものです。【別表第 1 及び別表第 2 関係】

※ 重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費、老人医療費、重度心身障害老人健康管理費、子育て支援医療費

(2) 「番号法別表第 2」が廃止されたこと等に伴う改正

条例で引用している「番号法別表第 2」（情報照会者及び利用する事務並びに情報提供者及び提供する特定個人情報の内容を規定）が廃止され、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報が定義されたことによる改正をするものです。【第 4 条及び別表第 1 関係】

2 主な改正の内容

福祉医療費等の支給に関する事務について、独自利用事務に追加します。

3 改正後の事務手続の変更点

独自利用事務に追加することにより、個人番号で福祉医療費等の受給要件の確認を行うことができますようになります。

4 今後の予定

令和 6 年 7 月 条例公布後、個人情報保護委員会に届出

令和 7 年 2 月頃 届出結果の通知

令和 7 年 3 月 独自利用に係る部分の条例施行、情報連携開始